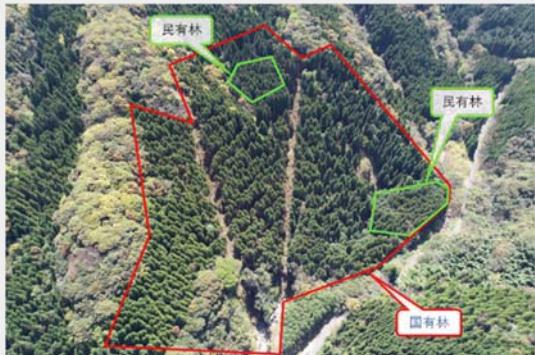


事例 32 公益的機能維持増進協定に基づく森林整備

(九州森林管理局)



- 鹿児島県 出水市（いずみし）
崩平（くえがひら）国有林とそれに接する民有林野
- 左：平成 29 年度に協定を締結した区域
右：間伐後の林内の様子

九州森林管理局北薩森林管理署管内の崩平国有林に隣接・介在する民有林野において、間伐の遅れから林内が暗くなり、下層植生の衰退による公益的機能の低下が懸念されました。

このため、平成 29 年度に九州森林管理局と民有林所有者との間で、近隣の国有林野と一体的に森林整備を行うことを内容とする公益的機能維持増進協定を締結しました。

本協定に基づき、平成 29 年度に国有林野の間伐事業(19.86ha)と一体的に、民有林野の間伐(1.26ha)を実施し、令和元年度には、間伐による効果を検証するための調査を実施したところ、林内の明るさが改善されたことが確認されました。

今後も、間伐による効果の検証を行うため、モニタリングを継続していくこととしています。